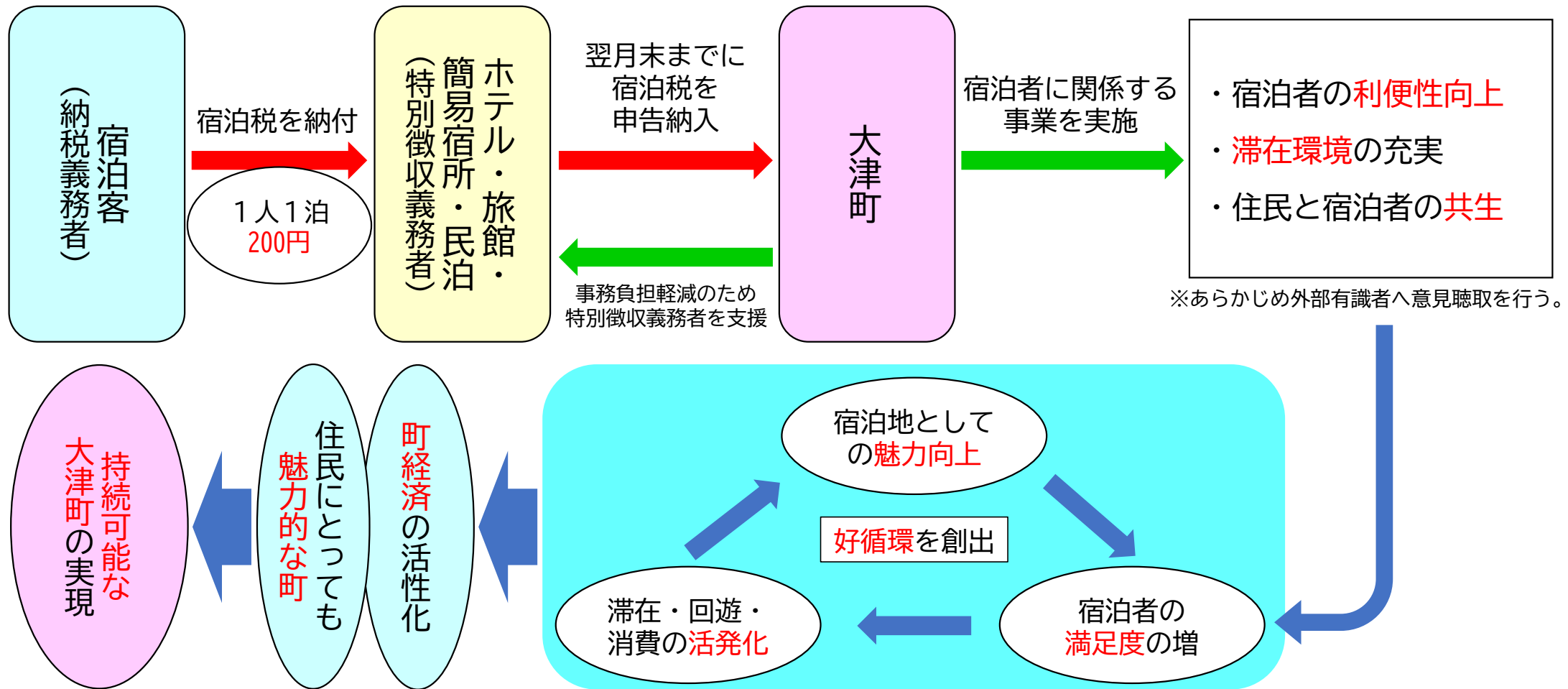


1. 宿泊税のスキーム



2. 宿泊税の概要

- ✓ 宿泊税は、**宿泊者の皆様**にご負担いただく税です。
- ✓ 宿泊税の税収によって、
 - ・ 宿泊者の**利便性向上**や**滞在環境の充実**
 - ・ **住民と宿泊者の共生** 等のための事業を実施していきます。
- ✓ 宿泊税の徴収に当たっては、宿泊事業者の皆様に**事務負担**が生じるため、併せて**支援策**の実施を検討しています。

3. 宿泊税導入の目的

年間30万人が訪れる「宿泊の拠点」へ

- 大津町には、年間30万人以上の方が宿泊に訪れ、これからも**宿泊の拠点**として重要な役割を担っていくことが期待されています。

「選ばれる町」の実現によって、住民にとっても暮らしやすい町へ

- 宿泊客や滞在客（来訪者）をさらに呼び込むためには、「**熊本に泊まるなら大津町**」と選んでもらえるような、魅力的な町にしていくことが必要です。
- 来訪者が増え、**まちが賑わう**ことで、**経済が活性化**し、また、来訪者にとって魅力的な町にすることで、道路や施設が充実する・お店の選択肢が増えるなど、**住民にとっても暮らしやすい町**となります。これらは、**持続可能な大津町**を実現することにつながります。
- 一方で、来訪者が増えることで、**住民の皆様にご負担がかかる場合**もあります。このことにも適切に対応していく必要があります。

取組推進のための宿泊税

- これらの取組を推進していくためには、**新たな財源の確保が必要**であるため、**宿泊税**を導入する方針です。

4. 宿泊税の使途

○ 宿泊者の利便性向上、滞在環境の充実、住民と宿泊者の共生等のための事業を実施していきます。

① 宿泊地として選ばれる町へ

- ・ 空港・駅・宿泊施設・まちなか等をつなぐ二次交通の充実
- ・ 多言語化の推進
- ・ アフター5も楽しい町の実現 など



② 滞在中に楽しめる町へ

- ・ 飲食店・休憩スポット・観光情報の発信
- ・ 回遊マップの作成
- ・ 案内表示の整備 など



③ 住民と宿泊者が心地よく過ごせる町へ

- ・ ごみ・マナー啓発
- ・ 防災・安全情報の充実
- ・ 景観・環境整備
- ・ 地域との共生に資する取組みの推進 など



5. 宿泊税の制度

- 宿泊税は、**宿泊者の皆様**にご負担いただく税です。



対象となる宿泊

ホテル、旅館、簡易宿所、民泊等への宿泊



税額

宿泊者1人1泊あたり **200円**



徴収の方法

宿泊事業者が宿泊者から徴収し、町へ申告・納入



免除等

年齢・宿泊目的等による免除は設けない



開始時期

令和9年12月頃を目途に検討

6. 宿泊事業者への支援

- 宿泊税の徴収に当たっては、宿泊事業者の皆様に**事務負担**が生じるため、併せて**支援策**の実施を検討しています。

① システム改修等への支援

宿泊税導入に伴うシステム整備・改修等への助成を検討しています。



② 徴収事務に対する交付金

申告・納入などの事務負担を軽減するため、徴収した税額に応じた交付金を検討しています。



③ 宿泊者説明用ツールの提供

宿泊者への説明文、掲示物、ホームページ掲載用文例、多言語案内などを町で準備することを検討しています。



6. 今後のスケジュール（予定）



※ スケジュールは現時点の見込みであり、今後の議論・手続きにより変更となる場合があります。